

住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第50号
〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 建築衛生部 '05.8.20.
Tel. 048-458-6248 (鈴木) 048-458-6249 (阪東) FAX 048-458-6253

2005年『住まいと健康フォーラム』 札幌フォーラム開催のお知らせ

日時 2005年9月15日(木)
午後5時～7時
場所 札幌産業振興センター
セミナールーム B
札幌市白石区東札幌5条1丁目(地下鉄東西線 東札幌駅下車)

札幌市保健所 渡辺 昭夫 住まいの衛生係長に、札幌市における住まいと衛生の取り組みをご紹介します。これからの保健所における住まいと健康に関する活動を議論します。
お誘い合わせておいでください。多数のご参加をお願いいたします。

2005年『住まいと健康フォーラム』 総会及び全国フォーラム報告

2005年7月8日(金)に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが国立保健医療科学院 2階交流対応大会議室で開催されました。当日は約70名の環境衛生監視員・研究者らが集まり、議論を行いました。以下簡単に報告します。

★総会

2004年度の事業報告及び会計報告、2005年度の事業計画及び予算の提案がなされ、拍手で承認されました。詳細は同封の総会資料をご覧ください。

★全国フォーラム

休憩後、全国フォーラムを開会しました。まず、事務局である国立保健医療科学院 建築衛生部 鈴木 晃さんより「住まいと健康フォーラム」の紹介、和光校舎の紹介をいただきました。また、前回の全国フォーラムにおける、和洋女子大学 中島 明子先生の『第2ステージに入った保健所の「住まいと健康」への取り組み』という講演主題から、本日の講演・シンポジウムのねらいを話していただきました。

☆講演

東京都 福祉保健局 感染症・環境安全担当部長 八木 憲彦さんより、「東京都の住まいと健康への取り組みの展望」として、東京都の現在までの住まいと健康への取り組みの紹介と今後の展開、及び住まいと健康フォーラムへの期待を含めて講演をいただきました。

「11年前に『住まいと健康フォーラム』が発足する際には、私も参加しました。設立前の冬の寒い夜に、旧白金台校舎で設立についての議論をしたことを覚えています。

1970年に『建築物の衛生的環境の確保に関する法律』通称「ビル管法」が施行されました。この4年前に国の公害審議会の答申が出されています。一つはビルの環境に関する答申でこれが「ビル管法」となりました。実はもう一つ、健康的な居住水準の設定に関する答申も出されたのですが、残念ながら法律として成立しませんでした。この点でビルと住宅が大きく分

かれてしまいました。根本に法律規定があるかどうか、行政の取組みを決める大きい要素になっています。

1980年代になって、保健所での住居衛生の取組みが始まります。保健医療科学院の住居衛生コースもこの頃スタートしているかと思います。コースで印象的なのはそのときのコースの責任者であった松本先生が「環境衛生監視員だけではなく、住居の問題は保健師との連携が不可欠だ」と強く主張されていたことでした。そして1990年代になるとアレルギー対策の中で、保健所の住居衛生の取組みがあちこちで本格的に起こり始めました。

今日はアレルギーをテーマに据えています。前述の公害審議会の答申にはアレルギーという言葉は出てきません。それだけアレルギーとは、家屋の気密性の向上、大気汚染の問題、都市のストレス等が生み出した、現在における都市問題と言えるでしょう。

東京都の取組みをふりかえると、1995年に快適居住環境の指針を定め、冊子を発行しています。これをつくることによって、東京都では住まいの取組みで何が問題なのかを明確にできたと思います。続いて4年後にアレルギー疾患ガイドブックを発行しました。食事から居住環境にいたるまでの広い範囲をカバーしています。その後、住まいの健康配慮ガイドラインを定めました。これは前述の快適居住環境の指針であまり触れていなかった化学物質問題に力を入れたものです。また翌年、化学物質の子どもガイドラインを作りました。そしてつい最近ですが、ねずみによって生活を脅かされる高齢者のケースが多いということで、東京都ねずみ防除指針を高齢化施策の視点も含めて策定しました。

さて、今まで述べてきた、この10年をどのように総括するかということですが、各々の自治体も住まいに取り組んで、その蓄積もできてきました。ガイドラインや指針ができたことは大きな進歩です。

しかしその反面、住まいと健康に関しての取組みに手詰まり感も起きているのではないかと、思われます。それは一つにやはり、法的根拠がないことが大きい点です。この予算や人員について厳しい時代、業務には根拠が求められます。法的根拠のない取組みは、認められにくい。また、アレルギーの問題などでは自治体職員の間意識のばらつきがあり、事業が属人的になりやすい傾向があります。

東京都もかなり保健所の再編が行われましたが、県型保健所の場合は市町村との連携の取り方が非常に難しくなっています。同じく、市町村間の格差の問題もあります。また、住まいと健康問題は横の連携なしには成立しにくいのですが、縦割り行政の弊害もあります。

これからの展望としては、鈴木先生のニーズとディマンドのお話のように、今日的なニーズを把握することが重要でしょう。また、高齢化少子化対策としての住まいと健康、取組み事例の蓄積と分析、自治体間の情報共有も大切です。

住まいと健康問題は、指針やガイドラインを作るなどいわゆる方針の提示までは比較的展開できつつあります。これからはもう1歩進んで具体的に事業化し実践することが求められます。また、情報共有はますます重要になるでしょう。住まいと健康フォーラムの活動に期待します」

☆シンポジウム

この後シンポジウムに移り、コーディネーターの品川区保健センター衛生課 國弘 明子さんからシンポジウムのねらいの説明がありました。

パネラーの1番手として名古屋市瑞穂保健所 生活環境課（環境衛生監視員）の湯浅 典久さんに「情報提供とNPOとの関係づくり」というテーマでお話をいただきました。

「まず、名古屋市の住居衛生の取組みを紹介します。まず、これはどこの自治体でもやっているとされるパンフレットの製作等の啓発活動及び相談業務があります。また、名古屋市では町内会等を単位としてゴキブリ駆除講習会をしていて、名古屋市独自の安全で効果的なホウ酸

団子の作り方を指導しています。生活衛生センターではスズメバチの駆除も実施しています。

名古屋市の生活衛生センターはもともと旧伝染病予防法の消毒所としての機関でした。現在の業務としては、1 感染症の消毒、2 ねずみ衛生害虫対策、3 居住環境に起因するアレルギー対策、(アレルゲン検査・ダニ数検査)、4 昆虫及び地域環境の理解のための啓発事業(ファーブル号をつかった昆虫とのふれあい)とされています。

さて、室内環境調査では相談者宅に訪問し、ダニのアレルゲン量を測定し、結果に基づいてアレルゲン量を低減化させる方法を助言しています。どのような家庭が対象かという点、保健所のアレルギー相談に見えた方はもちろんですが、アレルギー(特に小児科)専門医のいる病院とも連携しています。

医療機関の紹介を受けて、室内環境調査を行う一つの流れがあり、現在名古屋市内で14の病院と連携しています。実際には病院で受診され、アレルゲン量の測定が必要と思われた方に対し、医師から室内環境調査の紹介がされます。室内環境調査が行われ、改善提案書を相談者と専門医双方に対し提示します。このように情報(調査したデータ)を医療機関にフィードバックすることから、信頼関係が構築できているものと考えています。

個人としては、1996年から「住まいの衛生情報」というホームページをひらいています。現在まで27万人の方に見てもらっています。このホームページには居住環境の様々な情報を掲載しています。正しい住居衛生の知識を伝えることが必要だと感じています。

また、情報提供としては、NPOアレルギーネットワークの発行している「あんだんて」という情報誌に「環境」というテーマで1995年から記事を書いています。これもホームページに掲載しています。

NPOアレルギーネットワークの目的は3つあり、科学的知識の普及、各分野の経験交流、問題解決のために関係機関への働きかけです。メンバーとしては、アレルギーの親の会、医療関係機関、消費者団体(生協)、労働組合、あとは専門職種として医師、保健衛生、調理や栄養関係など、たくさんの方が関わっています。自分も当初から関係しています。

アレルギーネットワークがどのようにしてできたかという点、1988年に前身のダニ問題懇談会がスタートしています。そのころはまだダニという点と刺すダニの問題が大きく、アレルギーはあまり大きな問題とされていませんでした。その後アレルギーにシフトしていきます。

設立当初から自治体職員が多く関わっていたことが大きなポイントです。団体としての立場と行政の立場の両面を持っていたことで、アレルギーネットワークの声を、行政に反映させるため、外と内の両方から働きかけることができました。

住居衛生は確かに法律の根拠がないものですが、逆にいうとやろうと思えば何でもできる強みもあります。この後も適正な情報提供とNPO等との連携を進め、居住環境の向上に努めていきます」

次にパネラーの2番手として、熊本市保健所生活衛生課(環境衛生監視員)の米納 久美さんより「熊本市の住まいの衛生対策・行政・地域ネットワーク」のお話をいただきました。

「熊本市における住まいの衛生対策の始まりは、平成10年度になります。ちょうど地域保健法の施行にあたって、環境衛生も市民サービスに出ていくことが求められ、テーマとして住まいが取り上げられました。最初は何もわからないので、とにかく研修を行うことにして、先進地を見学に行ったり、熊本大学の建築の先生に職員研修をお願いして、講義をしていただいたりしました。研修の成果としてパンフレットを作りました。

11年度には住まいに関する市民意識調査を実施しました。ここで求められたものを施策化することにしました。

調査の結果行政内部の連携が重要であるということから、12年度には庁内の連絡会を立ち

上げるべく活動をしました。当初は動きが鈍かったのですが、議会でシックハウスの質問が出たおかげで、熊本市シックハウス症候群等対策連絡会議が設置されました。

当初は建築主管部局との関係も希薄でしたが、北里研究所病院の宮田先生を招いた研修会などを行ったり、改築後の公共施設の室内空気環境測定を行って、対策について知恵を出し合ったりすることで連携できるようになりました。同時に「住まいのしおり」という情報紙を出し始めました。

平成13年度には公共施設の室内環境測定を本格的に始め、またこの年、行政内部だけの取組みでは不十分だということで、建築士会にアプローチを行い、月1回の合同研修会を始めました。建築士の方はそれぞれ得意分野があるので、その分野の話をしてもらいました。この積み重ねから、14年度に建築相談会を合同で開催する運びになりました。

15年度には研修会の成果のまとめということで建築士会と合同でパンフレットを作成しました。パンフレットは連名ですが、保健所関係が6種類、建築士会関係が15種類に及びました。あえてポイントを絞って、改訂を容易にしています。16年度には一部改訂をしています。

11年度の住まいに関する市民意識調査は、ヘルスプロモーションの手法を取り入れて行いました。回収に自治会等の協力を得て、回収率の向上をねらいました。

住まいの困りごとでは、騒音・結露・換気等があげられました。その他の調査項目であげられた数字を使いプリシードプロシードモデルに基づいて、地域診断を行いました。

その結果、健康教育として「住まいと健康についての知識技術の習得」「住まい手の役割、施設管理者の役割の認識」が必要であり、施策として、①相談窓口の充実、②住まいの健康快適度診断、③建築業界、医療関係者とのネットワーク、④業者についての情報発信などがあがりました。

地域診断という視点から、住まいの衛生対策を検討した成果として、施策を導き出すことができました。

連携という点では、大学とはアンケートの分析や知識技術の習得、相談者の助言への協力を受けています。医療との連携では研修会の開催と医師会への情報提供をしています。建築士会等とのネットワークを活用して、地域に根ざした住まいの衛生対策を進めていきます」

お二人の報告の後、品川区保健センターの國弘さんの進行でディスカッションを行いました。東京都南多摩保健所のアレルギー事業への取組み（本年度の公衆衛生学会でも関連の発表が行われるそうです）を初めとして、フロアから多くの発言をいただきました。

最後にフォーラム設立者である高崎健康福祉大学の松本 恭治教授のご挨拶をいただいて、全国フォーラムを閉会しました。

事務局だより

総会資料で示したように、住まいと健康フォーラムの活動を見直し、新しい運営方法に変更していきます。基本的には、会費の徴収をやめ、会費管理事務を簡素化します。同時にグループ活動補助を停止します。また情報発信は基本的にホームページで行うよう立上げ準備をします。お待ちください。会員の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

事務局（和光校舎に移転しました）

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院 建築衛生部 健康住宅室 鈴木 晃 ・ 阪東美智子

TEL 048-458-6248（鈴木） FAX 048-458-6253

事務局不在のときが多いので、ご連絡はFAXでお願いします。